

## 笠松みなと公園における官民連携事業の運営母体について

### 1. 考え方

今年度の社会実験を経て、次年度以降の「笠松みなと公園」の活用（河川敷空間の活用）の事業化を見据え、官民連携による事業運営母体づくりを検討し、進めていくことが求められる。

前回の社会実験のように、民間企業や団体等が「笠松みなと公園」を活用し、社会的活動の目的を達成したり、収益を上げたりする活動を、とりまとめていく役割を担うものである。

従来の行政（笠松町）と個別業者等との契約によって事業を発注する形態では、予算計上・確保の状況によって事業が継続しにくい状況が発生し、また民間のアイデアや運営のスキル等が発揮されにくい。

運営母体は、将来的に河川敷における民間（企業や団体等）による以下の活動を取りまとめる役割を担うことを目指す。これらの活動の総和により、河川敷の利用者が様々な楽しみやサービスを楽しめ、河川敷の新たな利用促進や笠松町の活性化につなげる。

- ・民間のノウハウやスキルを活かした活動
- ・民間の社会貢献等の目的を達成する活動（収益は問わない）
- ・民間の継続的な収益活動

単発型のコンテンツと継続型のコンテンツの実施主体によって、運営母体としての適応性が異なる可能性があることも考慮するのが望ましい。

また、これまでの議論にあったように、公園に拠点を設置し、そこで情報発信や活動が日常的・継続的に実施されることで、運営母体づくりにつながっていくことも考えられる。

### 2. 事例

第2回協議会にて報告した、乙川における「ONE RIVER」の事例を再掲する。

(1)団体名称：ONE RIVER（ワンリバー）（ホームページ：<https://one-river.jp/>）

(2)所在地：愛知県岡崎市

(3)活動河川：乙川（矢作川水系・1級河川・延長約34km・流域面積258k㎡）

(4)活動概要：市民提案による「乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン基本構想（2015年度）」を受け、岡崎市が「乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画」を策定（2017年度）。この基本計画における「QRUWA戦略」のプロジェクトの一つとして「乙川リバーフロントかわまちづくり事業」が、206年度より始まった。

「ONE RIVER」は、その実施主体として、乙川河川敷を対象エリアにした水辺空間活用プロジェクトを実施。「乙川らしさ」が生まれる場所を目指して発足した、乙川が大好きな市民による任意グループ。乙川の魅力・流域の資源・価値の発信を軸に置いた「啓発事

業」や、場所の新しい使い方を実践しながら活動の基盤をつくる「収益事業」等を展開中。

- ・ONE RIVERのプログラム：「川ぐらし」「川あそび」「Let it Camp」「おとがわりパークリバーン」
- ・パートナーによるプログラム：「桜城橋月待会」「桜城橋ふき」「おとがわサンデーヨガ」
- ・プレーヤーの企画を実行委員会が受け、相談・調整し協議会（市）に諮る
- ・実行委員会としての自主財源確保が課題で、現在はテントサイト事業等で得ている（事務局700：自主300＋管理費100＋行政支援300-400（百万円））
- ・事業収入の8%を施設使用者に納入
- ・当初～5年目は社会実験の運営を市から業務委託。NPOが受託し実行委員会の事務局。事務局員1名（視察対応者）が事務局に常駐
- ・委託費は1年目1,000万円→5年目400万円程度。現在は指定管理制度による河川管理もされている（ホームメックス＋スノーピーク）
- ・事業者の企画を実行委員会が受け、相談・調整する（期限1カ月前）。協議会（市）に諮るが、実施不可となることはほぼ無し
- ・プレイヤー（事業実施者）は普段仕事がある方も多いため、事務局側は企画に寄り添う、育てることも必要と考え留意
- ・事業のPR・集客は、プレイヤーが実施
- ・乙川での漁業権については、漁協組合に協議会への参画を得ており、協議会のかたちで合意

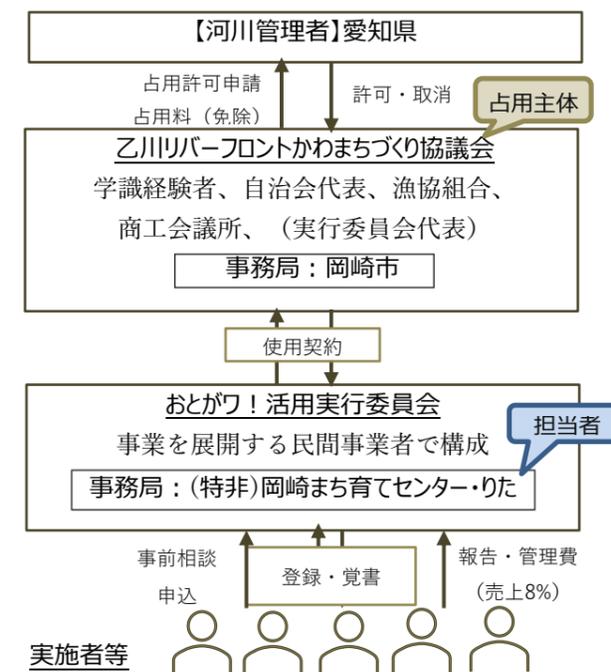


図 ヒアリングに基づいて作成した「ONE RIVER」の運営体制

表 想定される運営の形態の概略

運営母体 (運営者の前身)		可能性のある主体	町との関係		主体の関係など	官民連携	課題	評価
行政	笠松町	・ (笠松町)	—	・ 直営		弱 (無)	・ 清掃ボランティアやイベント時の出店参加等を依頼するような形であり、官民連携になりにくい	×
民間	実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会関係者</li> <li>・ 前回・今回の実験実施者</li> <li>・ 依頼者</li> <li>・ 関心のある団体等</li> </ul>	・ 規約による連携等	・ 提携		強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営主体の結成方法</li> <li>・ 町との関係において排他性の有無など</li> <li>・ 協議会と運営者を直結した場合、事務局機能は町が担う可能性が大きい</li> <li>・ 企業・任意団体形式との共存の可能性</li> </ul>	◎
	企業・任意団体	・ 関心のある企業・団体	・ 指定管理	・ 公募→協定		強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の企業が運営者となる場合の公平性の確保</li> <li>・ 協議会と運営者との関係</li> <li>・ 実行委員会形式との共存の可能性</li> </ul>	◎
	企業 (法人)	・ 関心のある企業	・ P-PFI	・ 公募→協定		強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間業者が整備する収益施設と公共部分の整備内容</li> <li>・ 行政による公共還元活用の公共部分の整備内容</li> <li>・ 運営者としての収益活動と、それ以外の実施者による活動の共存の可能性</li> </ul>	△

ⓑ : 実施者